



日本一しあわせなまち 関市を創ろう。 市民改革2011 未来の関市を 市民の皆さんの手で!

照会先 企画政策課 ☎ 23-7014

日本一しあわせなまち、関市を市民の手で創るために、市長マニフェスト推進計画を策定しました。

市民改革 2011 ~ 3つの基本姿勢

1. 市民の皆さまの知恵と力を集め、一緒にまちを創る。
2. 貴重な税金を1円たりとも無駄にせず、「最小費用で最大効果」を生む行政をめざす。
3. 情報公開と説明責任を果たす、オープン（開かれ）で、フェア（公平公正）な市政。

この3つの基本姿勢をもとに5つの改革を推進します。

日本一しあわせなまち・関市にするための5つの改革

1	市民主権、市民自治。 自分たちのことは自分たちで決める社会に。	
1-1	まちの憲法 ~自治基本条例の制定	まちづくり推進課
1-2	自分たちで知恵を出し合う ~市民会議の設置	まちづくり推進課
1-3	地域のことは地域で ~地域内分権の推進	まちづくり推進課
1-4	税金の使い道を自分で決める ~1%支援制度の検討	まちづくり推進課
1-5	直接参加 ~市民パートナー制度の実施	企画政策課
1-6	市長との車座集会の開催（市内全地域）	広報課
1-7	地域事務所に一定程度の予算枠の配分	まちづくり推進課
2	見える市政、届く声。 持続可能性があり、信頼される行政運営を。	
2-1	財政健全化条例の制定	財政課
2-2	計画行政の推進	企画政策課
2-3	職員の提案を活かす	企画政策課
2-4	市長の交際費を公開	秘書課
2-5	入札改革	契約検査課
2-6	ICT（情報通信技術／電子化）を活用した行政	企画政策課
2-7	事業見直しと総人件費の削減	企画政策課、秘書課

3	子育て、教育、まちぐるみ。 未来の宝、子どもたちに投資します。	
3-1	関市版「寺子屋」の設置	学校教育課
3-2	託児機能・病児保育の機能の充実	子ども家庭課
3-3	わかあゆプラン（補助教員の配置）の拡大	学校教育課
3-4	「朝読書」の拡大 ～読書教育の充実、「読み・書き・そろばん」の奨励	学校教育課
3-5	自分たちのまちを自慢しよう ～郷土教育・キャリア教育の充実	学校教育課
3-6	留守家庭児童教室の充実、地域住民との連携	子ども家庭課
3-7	平等な教育を ～特別支援教室アシスタントの拡大	学校教育課
3-8	食べ残しゼロ運動 ～学校での自校炊飯と食育	学校教育課
3-9	一生学ぶよろこびを ～大人の学び舎プログラム	生涯学習課
4	弱者にやさしいまち環境。 意味ある医療・福祉・まち整備を計画。	
4-1	予防医療の推進	国保年金課、市民健康課
4-2	上下水道の老朽化管の取り換え	水道課、下水道課
4-3	高齢者・障がい者が安心して暮らせるまち	総務管財課、高齢福祉課
4-4	市街地の公園の整備、公園への駐車場整備	都市整備課
4-5	災害への備え	危機管理課、総務管財課、子ども家庭課、教育総務課
4-6	道路網の整備	建設総務課、土木課、都市整備課
4-7	団塊・シルバー世代への「生きがい応援プラン（仮称）」の充実	高齢福祉課
4-8	救急医療体制の整備、かかりつけ医・かかりつけ薬局の推奨	市民健康課
4-9	スポーツの奨励	市民健康課、スポーツ振興課
5	関の宝を掘り起こす！ 郷土・せきブランドの発掘・発信。	
5-1	伝統ある刃物のまちのセールスとアピール	観光交流課
5-2	特産物のブランド化、グルメタウン計画	観光交流課、農務課
5-3	小水力発電など自然エネルギーの推進、太陽光発電への補助	まちづくり推進課、農務課、生活環境課
5-4	企業誘致と雇用確保	商工課
5-5	板取川・津保川流域の自然を活かした、山の観光、体験学習を推奨	まちづくり推進課、生涯学習課
5-6	SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したPR	企画政策課、観光交流課
5-7	バイオマスタウン構想の確実な推進	生活環境課
&	関駅西口駅前広場の整備	都市整備課

今月号から5回シリーズで市長マニフェスト推進計画・5つの改革の取り組みを紹介します。なお、詳細につきましては、企画政策課、西部支所、地域事務所の各窓口、およびホームページにてご覧いただくことができます。

この推進計画の実績については、年度当初に市民の皆さんへ公表します。

日本一しあわせなまち、関市を “市民の手で”創ろう。

市民改革 2011

1 市民主権、市民自治。

自分たちのことは自分たちで決める社会に

関市をつくっているのは、市民一人ひとりの力です。声の届く市政とは、直接伝えることができる環境であり、参加できる市政です。行政と地域、行政と市民がともに知恵と力を出していく行政をめざします。

1-1 まちの憲法 ～自治基本条例の制定

自治基本条例を平成25年度までに制定し、運用します。

担当課 まちづくり推進課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
自治基本条例の制定	住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた自治基本条例を制定し、運用します。	計画	検討	協議	実施	運用	→

1-2 自分たちで知恵を出し合う ～市民会議の設置

まちづくり市民会議を平成25年度までに設置します。

担当課 まちづくり推進課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民会議の設置	まちづくり市民会議を設置し、市民の意見や提言を市政に活かします。	計画	検討	試行	実施	運用	→

1-3 地域のことは地域で ～地域内分権の推進

まちづくり委員会を平成26年度までに設置します。

担当課 まちづくり推進課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
まちづくり委員会の設置	各小学校区にまちづくり委員会を設置し、地域課題を自らが解決できる仕組みをつくりまします。	計画	検討	試行	→	実施	→

1-4 税金の使い道を自分で決める ～1%支援制度の検討

1%市民活動支援制度を平成25年度までに創設します。

担当課 まちづくり推進課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1%市民活動支援制度の創設	NPOやボランティア団体が行う市民活動を支援するため、市民が自ら納めた市民税の1%の使い道を決められる仕組みをつくりまします。	計画	検討	試行	実施	運用	→

1-5 直接参加 ～市民パートナー制度の実施

窓口業務を平成25年度から実施可能な業務から委託していきます。

担当課 企画政策課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民パートナー事業	市役所業務（窓口）の一部を市民パートナー（業務委託）に担ってもらい、人件費削減を図ります。	計画	検討	協議	実施	→	→

1-6 市長との車座集会の開催（市内全地域）

車座集会を開催します。

担当課 広報課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
車座集会の開催	市民の声の届く市政を推進するため、市民との対話を通して、市政に対する意見や提言を聴きます。	計画	実施	→	→	→	→

1-7 地域事務所に一定程度の予算枠の配分

地域振興予算枠を平成24年度までに地域事務所に配分します。

担当課 まちづくり推進課

施策・事業名	施策・事業の内容	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域振興予算の創設	予算枠を配分します。	計画	検討	実施	運用	→	→

※各年度の語句は、次のとおりです。

語句	捉え方（例）
検討	担当課内において、取り組みの進め方などについて検討を行います。また、他市町村の事例研究や、情報収集を行う段階です。
協議	関係課や外部の関係団体などと具体的に協議や調整を行う段階です。
試行	事業の性質上、着手はするものの段階的に実施するもので、実施・完了に向けて、年度ごとに順次取り組んでいきます。また、制度や事業の試行も考えられます。
実施	上記の段階を経て、事業を実施します。また、条例などを制定する段階です。ここでは、以下の運用につながっていく表現として捉えます。
運用	継続して実施することが住民福祉の向上に資する事業である場合や、条例などの運用を行っていく段階です。
完了	計画が完了し、その目的を達成し、マニフェストの項目が実現された段階です。当該項目の取り組みとしては、一旦終了ということになります。場合によっては、新たな計画へと引き継がれることも想定されます。
変更	取り組みを進める過程で、計画に変更が生じた場合です。
廃止	経費や効果などについて十分な検討を重ねたうえで、当該事業を実施しても住民福祉の向上が望めないと判断し、事業を実施しない場合です。